

令和3年1月

押印廃止に伴う建設業許可等の手続の取扱いについて

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（「令和2年国土交通省令第98号」）の施行（令和3年1月1日施行）により、建設業法等に基づく様式の押印が廃止されました。

つきましては、本県土木事務所を提出先とする建設業許可等の手続の取り扱いを以下のとおりとします。

記

1 対象事務

- (1) 建設業許可申請及び届出
- (2) 建設業法に基づく経営事項審査
- (3) 建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出
- (4) 住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

2 取扱の内容

- ① 全ての法定様式（申請及び届出）及び県独自様式（許可証明書等）について、押印を廃止します。（「印」の記載がある従前様式を押印せずに提出しても差し支えありません。）
- ② 行政書士による代理申請の場合に作成される「委任状」について、委任者の押印がない委任状も受付けます。

【委任状の記載内容（例示）】

- ・ 代理人の住所、氏名、電話番号（代理人が行政書士の場合は行政書誌会登録番号も）
 - ・ 委任の範囲（できるだけ具体的に）
 - ・ 委任年月日
 - ・ 委任者の営業所所在地、商号又は名称、代表者氏名、電話番号
E-mail アドレス
- ③ 法定様式のうち第三者証明（常勤役員等証明書（第七号様式）、実務経験証明書（第九号様式）等）については、第三者の押印がなくても受付けます。（※証明する第三者の連絡先の記載を求めます）

3 取扱開始時期

令和3年1月1日以降に提出する申請及び届出等から適用

4 その他

- ① 行政書士が許可申請書及び届出等を作成する場合は、行政書士法施行規則の規定に基づく職印の押印が必要です。
- ② 許可申請書及び変更届等を受付する際、窓口で本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）の提示を求めますのでご協力願います。